

森直樹弁護士、浅野信介弁護士・公認会計士が、中小企業庁から、経営革新等支援機関に認定されました。

このたび当事務所の森直樹弁護士、浅野信介弁護士・公認会計士が、中小企業庁から「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」は、「中小企業経営力強化支援法」に基づき国から認定された、中小企業に対して経営改善計画の策定支援など専門性の高い支援事業を行う専門家です。中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で期限を迎えますが、円滑化法終了後も引き続き金融機関から支援を継続して受けるためには、経営改善計画の策定が必要になります。

当事務所は、これまでも多くの事業再生案件を手掛けてまいりましたが、所属弁護士が「経営革新等支援機関」に認定されたことにより、中小企業が経営革新等支援機関の支援を得て経営改善計画を策定し経営改善に取り組む場合、ご相談者様は以下のメリットを享受することができるようになりました。

- ①地域に設置された経営改善支援センターの認定を受けることを条件に、経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援に要する費用のうち3分の2（最大200万円）について、経営改善支援センターによる補助を受けることができます。
- ②日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の「経営支援型セーフティネット貸付」の適用を受けることを条件に、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫から、低利（基準金利から最大▲0.6%）で貸付を受けることができます。
- ③信用保証協会の「借換保証制度」の適用を受けることを条件に、保証協会の保証を利用した複数の債務を一本化して、月々の返済負担を軽減することができます。
- ④「経営力強化保証制度」の適用を受けることを条件に、信用保証協会の信用保証料が減免（概ね▲0.2%）されます。

森直樹弁護士、浅野信介弁護士・公認会計士は、いずれも、企業再生支援機構（現 地域経済活性化支援機構）の在籍経験があり、中小企業の事業再生、経営改善計画の作成支援について豊富な経験を有しております。今回の認定をうけ、中小企業の経営支援を一層強化して参りますので、金融機関から経営改善計画の作成を求められている事業者様はお気軽にご相談ください。

また、中小企業円滑化法の終了に伴う諸問題につきましては【LMニュースレターVol.1】**中小企業経営者のための金融円滑化法終了対策**にて解説を行っておりますので、あわせてご参照ください。

本件に関するお問い合わせは、以下までお気軽にご連絡ください。